

下起殿上、列立弓場、小時出御、左大辨頼藤出迎、執柄被奏事由了、
申次上首頭與管領頭相論事、應永十三正一殿記曰、家俊申云、小朝拜申次事、就管領頭辨可存知
由申之、又頭中將爲位次上首可勤仕之旨申之、兩貫首共以參議、近年例無所見、可爲何樣哉云々、予
答云、上首猶可勤歟、但可依先規、兩人各可辨申歟之由仰之、於先例者、今間不覺悟、宜隨御計云々、仍
以家俊内々伺時宜處、不得御才學、只可然之樣可計申沙汰候、予令仰云、於先規者、只今不分明、歟然
者就事、理管領頭勤仕無子細歟、如此事、令計與奪候上者、申次事、又可相准歟之由仰了、此事止引勤
之處、文永三年圓明寺殿御記云、頭中將雅言朝臣、頭辨經任朝臣相並之時、頭中將爲上首勤、申次之
由有所見、而當座不覺悟、可謂無念、但非座次事、兩頭強不可相爭事也、且傳聞、明德年中、家房卿爲管
領頭之時、下薦以知輔朝臣勤、申次云々、近例已如此、所詮無定儀、歟於貫首羽林可勤之歟、雖然爲止
當座諍論、此左右仰頭辨了事儀、未盡歟、爲之如何、

〔愚管抄〕四知足院殿忠實申されけるやうは、君の御ゆかりに不慮の籠居し候にしかども、攝籙
は子息にひきうつして候へば、よろこびて候、いま一度出仕をして、元日の拜禮にまゐり候はん
さてこの關白が上に候はんと申て、天承二年正月三日なんた、一度出仕せられたり、其日は二
男宇治左府頼長の君は中將にて、下がさねのちりとりてなど、物語に人は申す、此日攝政太政
大臣忠通、次に右大臣にて、花園左府有仁、三條御子也、次内大臣宗忠、家人也、其次々の公卿さなが
ら禮ふかく家禮ありしに、花園大臣一人こそゑみて揖してた、れたり、いみじかりきとこそ申
けれ、すべて知足院殿は御執ふかき人にや、此拜禮に參てとしよりやまひあるよしにて、いまだ
公卿列立と、のはらぬさきに、脚病ひさしくたちて無術候とて、かつく、拜候はんとて、いそぎ
物せられけり、おきあつかはれければ、攝政太政大臣よりてたすけ被申ければ、諸卿の拜いせん
にいでられけるに、内大臣以下家禮の人多くありけるをも、ひとに見えんとにや、人いひけり、時